

# 阪神北公民連携スキルアップセミナー等実施業務委託 企画提案コンペ募集要領

## 1 趣旨

人口減少や少子高齢化等の地域課題の解決を図るためには、行政だけでなく、NPO や地域団体による自発的な取組が重要であるが、これらの団体等が今後も自立して活動を継続するためには、構成員の高齢化や活動のマンネリ化といった課題に対応し、運営基盤の強化を図る必要がある。

このため、地域活動団体同士の交流のみならず、行政や地域活動に関心を持つ企業や学生との連携を深める場として、セミナーや交流会を開催することとし、この業務を委託する事業者（以下「受託者」という。）を選定するための企画提案を募集する。

## 2 コンペの概要

阪神北公民連携スキルアップセミナー等実施業務を委託するにあたり、効果的な企画及び実施手法について提案を受ける。

詳細は、別添「業務委託仕様書」のとおり。

## 3 委託条件

### (1) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日

### (2) 委託料

金2,437,000円を上限とする。(消費税含む)

※企画提案書に記載する提案内容については、コンペの対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。

### (3) 契約保証金

兵庫県財務規則第100条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額とする。

ただし、保険会社と履行保証保険契約を締結し、その保険証原本を委託者に提出する場合は、全部又は一部を免除する。

### (4) 委託費の支払条件

原則、実績確認に基づく精算払いとするが、必要があると認めるときは、前金払いをすることができる。

### (5) 委託金額の変更

事情の変化等により、委託契約の内容どおり事務執行できない場合は、委託者との協議の上で、事業計画を見直し、変更契約の締結を求める場合がある。それに伴い、契約金額を変更する場合があるので留意すること。

### (6) 業務の適正な実施に関する事項

受託者は、受託者が行う委託業務については、一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることができない。ただし、委託業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、委託業務の一部を再委託することができる。

受託者が本委託業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に監理すること。

### (7) 契約の解除

ア 委託契約に記載の条項に違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、もしくは支払った委託料の一部又は全額の返還が必要となる場合がある。

イ 上記アにより契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

## 4 応募資格

民間企業、NPO 法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、以下に掲げる事項をすべて満たすこと。

- (1) 事業を適切に遂行するに足る能力を有する法人又は法人以外の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、応募書類の受付期間において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可又は指定、登録を受けていること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある者でないこと。
- (8) 兵庫県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 本コンペ及びその後の委託契約において、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できること。

※1 事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記の資格を満たさなければならない。

## 5 応募

### (1) 募集期間

令和 5 年 3 月 27 日（月）～令和 5 年 4 月 12 日（水）15 時まで

### (2) 事務局の名称・所在地

兵庫県 阪神北県民局 県民課  
〒665-8567 兵庫県宝塚市旭町 2-4-15  
電話 0797-83-3137 FAX 0797-86-4379  
メール hanshinkkem@pref.hyogo.lg.jp

### (3) 提出書類及び部数

- |                  |             |
|------------------|-------------|
| ア 応募申請書（様式 1）    | 正 1 部・副 9 部 |
| イ 提案者概要（様式 2）    | 10 部        |
| ウ 類似業務受託実績（様式 3） | 10 部        |
| エ 企画提案書（様式 4）    | 10 部        |
| オ 経費積算見積書（様式 5）  | 10 部        |
| カ スケジュール（様式 6）   | 10 部        |
| キ 誓約書（様式 7）      | 1 部         |
| ク 誓約書（様式 8）      | 1 部         |
| ケ 添付書類           | 各 1 部       |

- (ア) 定款又は寄付行為（法人格を有していない場合は、規約等これに類する書類）
- (イ) 登記簿謄本（法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類）（提出の日において発行から 3 ヶ月以内のもの）
- (ウ) 県税（全税目）に滞納がないことを証する書類（兵庫県下の県税事務所が発行する「納税証明書（3）」）（提出の日において発行から 3 ヶ月以内のもの）

- (エ) 会社概要等、応募者の概要が分かる書類
- (オ) 申請日が属する会計年度の前年度決算書類(事業報告書、貸借対照表及び損益計算書等)
- ※ 審査の必要上、後日、追加資料の提出を求める場合がある。

#### (4) 提出方法

持参又は郵送により上記(3)ア～ケを令和5年4月12日(水)15時(必着)までに提出すること。

※郵送による場合は、書留郵便等配達記録が残るように郵送すること。

※持参の場合、受付は土日・祝日を除く各日の9時から15時(12～13時を除く)とする。

#### (5) 提出先

上記(2)に同じ

#### (6) 内容についての質問等

ア 下記フォームより、令和5年4月3日(月)15時までに提出すること

【質問フォーム】

<https://forms.office.com/r/LxUkzMHruU>



イ 回答は、令和5年4月7日(金)までに回答する。(関係者などへの確認を要するため期限までに回答できないものは、その旨の連絡をする。)

#### (7) その他

ア 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等は、本企画提案コンペの審査のためにのみ使用する。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しない。

エ 提出された企画提案書等は、非公開とする。なお、採用された企画提案書、団体名等については、提案者の承諾を得た上で、一部その概要を公開する場合がある。

### 6 審査等

#### (1) 審査方法

ア 「阪神北公民連携スキルアップセミナー等実施業務に係る企画提案コンペ審査委員会」において、提出された企画提案書等を基に審査の上、受託者を選定する。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行う。プレゼンテーション審査は令和5年4月26日(水)に実施予定であり、提案者へは別途通知する。

#### (2) 審査基準

審査項目	審査内容
事業の理解度	本事業の趣旨や内容を十分理解しているか 等
事業の企画力	行政、地域活動団体、企業及び学生等による公民連携を深めつつ、地域課題の解決につながる効果的な企画、実施方法となっているか 等
独創性	斬新なアイデアや独自の工夫が盛り込まれているなど独創的な提案となっているか 等
実現可能性	適切な実施手順、スケジュール(業務計画)となっているか 等
遂行能力	提案内容を確実に履行できる能力を有し、必要な実施体制を確保しているか、類似業務の実績 等

### (3) 審査結果の通知

審査結果は採否にかかわらず、参加者全員に対して、書面により通知する。

### (4) 審査対象からの除外（失格事由）

- ア 「4 応募資格」に該当しない場合
- イ 要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ウ 選定委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行った場合

### (5) 採択の取り消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、採択を取り消す場合がある。

## 7 事業報告等

- (1) 委託事業終了後は、事業実績報告書を県に提出する。
- (2) 事業実施の進捗状況については、上記以外にも随時報告を求める場合がある。

## 8 その他

- (1) 事業実施に際しては、企画提案書中の全ての提案が採用されるものではない。委託者と受託者との協議によって、事業内容の変更を行う場合がある。また、本実施要領及び採択された企画書に記載のない事項や、新たな事項が生じた場合には、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、本事業が委託者との委託契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。
- (3) 受託者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類、通帳等）を事業終了後5年間保存すること。
- (4) 本事業については、事業終了後も含めて、兵庫県監査委員等の検査対象となる場合があるため、受託者は、検査対象となった場合は検査に協力すること。
- (5) 事業の受託により得られた情報は、委託事業終了後においても守秘義務があること。
- (6) 事業実施に際しては、委託者と連絡を密にして業務にあたり、業務遂行にあたっては、委託者と協議し、その指示に従うこと。

## 9 参考（今後のスケジュール）

内 容	期 日
募集期間	令和5年3月27日(月)～令和5年4月12日(水)15時まで
質問受付期間	令和5年4月3日(月)15時まで
プレゼンテーション審査	令和5年4月26日(水)
受託者決定	令和5年5月上旬(予定)
契約	決定後速やかに行います。